

建政 一 721
令和2年10月6日

建設業関係団体の長 様

秋田県建設部長



建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について（通知）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）の施行に伴い、建設業者による不正行為等について国土交通大臣が監督処分を行う場合の基準が改正されたことを踏まえ、「建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準」（平成17年9月7日建管-1238）の一部を別添のとおり改正し、令和2年10月6日から適用することとしたので、通知します。

貴職におかれましては、貴会会員等への周知に御協力くださるようお願いいたします。

担当 建設部建設政策課
建設業班

電話 018(860)2425

建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

1 改正理由

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）の施行に伴い、建設業者による不正行為等について国土交通大臣が監督処分を行う場合の基準が改正されたことから、本県の監督処分の基準についても国に準じて改める必要がある。

2 改正内容

- (1) 監督処分の対象について、注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合における措置について、国に準じ、特に必要と認められる場合には当該建設業者に勧告を行うとともに、正当な理由がなく勧告に従わない場合は指示処分を行うこととする。（第2条関係）
- (2) 企業合併等があったときの処分について、建設業許可の承継の制度が新設されたことから、不正行為等を行った建設業者が不正行為等の後に同制度により譲渡及び譲受け等をした場合には、その地位を承継した建設業者に対し監督処分を行うこととする。（第5条関係）
- (3) 別表1に掲げる監督処分の基準を次のとおり改めることとする。
 - ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項第1号に該当する違反行為が建設資材に起因するものであると認められる場合又は建築基準法の違反が建設資材に係るものである場合においては、必要に応じて指示処分を行うこととする。
 - ② 一括下請負等について、建設業者が、建設業法第26条の3第8項の規定に違反して、特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされている場合において、当該下請負人がその下請負に係る建設工事を他者に請け負わせたときは、15日以上営業停止処分を行うこととする。
 - ③ 建設業法第28条第1項の規定に合わせて、不正行為等及びそれに対する処分の内容の掲載順序及び字句等を整理することとする。
- (4) 引用している建設業法等の条項を改めることとする。
- (5) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行時期等

この改正による改正後の規定は、令和2年10月6日以降に行われた行為に適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例によることとする。